

学術会議開催支援 登録要綱

（目 的）

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という）は、沖縄県内における学術会議の開催を促進するため、予算の範囲内で支援金を支払うものとし、対象となる学術会議の登録に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

（定 義）

第2条 この要綱で対象とする学術会議とは、協会・学会・国内（国際）機関・団体等が主催する学術的、技術的な研究発表を目的とした会議を指す。

2 「参加者」とは、オンライン参加者、外部委託による運営事務局、ツアー添乗員等を含まないものとする。

（登録対象）

第3条 支援金の登録対象となる事業者（以下「登録対象事業者」という）は、学術会議の主催者又は主催者から委託を受けた者とする。

2 支払い対象となる学術会議は、令和8年度～令和10年度に開催される学術会議とし、次の各号の条件を満たすものとする。ただし、沖縄県が政策推進の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない。

（1）国内会議

以下の①～⑤全てを満たすもの。

- ① 沖縄県外（海外含む）から100名以上の参加者があること
- ② 開催期間が2日間以上であること
- ③ 会議開始日が各年度4月1日～2月末日の範囲であること
- ④ 沖縄での開催が未決定であること
- ⑤ 下記の項目のうちいずれか2つ以上当てはまること
 - ア. 懇親会を予定している
 - イ. エクスカーションを予定している
 - ウ. 一般市民向けプログラムを予定している
 - エ. 県内企業と連携したプログラムを予定している
 - オ. サステナブルな取組を予定している。
 - カ. 沖縄県内に主催関係者（ローカルホスト）がいる

（2）国際会議

以下の①～④全てを満たすもの。

- ① 3ヵ国以上の国での開催実績がある、もしくは開催予定があること
- ② 定期的に開催されていること
- ③ 総参加者数50名以上であること
- ④ 会議開始日が各年度4月1日～2月末日の範囲であること

⑤ 沖縄での開催が未決定であること

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支払いの対象としない。

- (1) 政治目的、又は宗教目的であるもの
- (2) 主催者が国、地方公共団体及びそれに準ずる団体であるもの
- (3) 開催地の持ち回り制などにより定期的な沖縄開催が決定しているもの
- (4) OCVB が実施する、本支援以外で支援金申請をすでに行い、支援金支払決定通知書を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体等から学術会議開催について助成を受けているもの。ただし、科研費などの研究事業全体に助成されているものはこの限りではない
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）
- (8) 暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体
- (9) その他、支援金を支払うことが不適切と判断されるもの

（支援金の支払い額）

第4条 支援金は以下に定める額とする。

参加人数（沖縄県外・海外）	支援金の支払い額	
	国内会議	国際会議
50人以上100人未満	—	50万
100人以上300人未満	50万	100万
300人以上500人未満	100万	200万
500人以上1,000人未満	150万	300万
1,000人以上1,500人未満	200万	400万
1,500人以上2,000人未満	250万	500万
2,000人以上3,000人未満	300万	600万
3,000人以上5,000人未満	400万	800万
5,000人以上	500万	1,000万

（登録申請）

第5条 対象となる学術会議の登録申請をしようとする者は、会議を開始しようとする日の前年度の8月31日までに、次の各号の書類を OCVB 会長に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 事業収支予算書（様式第3号）

(4) その他参考となる書類

（審 査）

第6条 OCVB 会長は、下記の場合において、登録の可否、支払予定額について審査を行う。

(1) 前条の提出があった場合

(2) 次条により登録の通知を受けた学術会議の開催期間が翌年度以降に変更となった場合

2 審査に際しては、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

3 審査の内容は非公開とする。

（審査結果及び支援金支払予定額の通知）

第7条 OCVB 会長は、前条による審査の結果、その申請内容が適当であると認めるときは登録及び支援金の支払い予定額（以下「支払予定額」という）を決定し、その申請内容が適当でないと認めるときは登録しないことを決定し、それぞれ様式第4号及び様式第4-2号にてその旨を通知する。

2 前項の支払予定額は予定額であって、実際に支払う額については、実績報告書に基づいて決定するため、支払予定額とは異なることがある。

3 審査結果通知書発行後、支払予定額を超えての支払いは、いかなる理由があっても行うことができない。

（開催地決定の報告）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「支払予定事業者」という）は、開催地が決定した場合、速やかに OCVB に報告しなければならない。

（登録申請の取下げ）

第9条 支払予定事業者は、登録申請の取下げをする場合は、速やかに登録取下げ届出書（様式第5号）を OCVB 会長に提出しなければならない。

（登録内容の変更）

第10条 支払予定事業者は、登録された学術会議において、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに登録内容変更届出書（様式第6号）を OCVB 会長に提出しなければならない。

(1) 県外・海外からの参加予定者数が大幅に増減する場合。

(2) 開催期間に変更が生じる場合。

なお、開催期間が翌年度以降に変更となった場合は、本要綱第5条～第7条の規定に基づき取扱う。

（登録の抹消）

第 11 条 OCVB 会長は、登録された学術会議が次の各号のいずれかに該当する場合は登録を抹消することができる。

- （１）第 3 条第 2 項に定める要件を満たさないことが明らかになった場合
- （２）第 3 条第 3 項に定める要件のいずれかに該当することが明らかになった場合
- （３）他都市での開催が決定した場合
- （４）支払予定事業者が取り下げ申請を行った場合

（催事情報の公開）

第 12 条 OCVB 及び沖縄県は、本支援の実績として、支払決定事業者が開催した学術会議の概要の一部（催事名、開催期間、開催場所、参加者数・内訳）を公表することができる。

（書類の管理）

第 13 条 支払決定事業者は、本支援に係る関係書類（申請書類・OCVB より交付された書類）を、支払対象事業を完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

（個人情報の管理）

第 14 条 取得した個人情報については、本支援の範囲内でのみ使用する。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

- 2 本要綱に定める提出書類は、原本の郵送もしくは電子メールによる提出とする。
- 3 ただし、本支援への登録については、沖縄県の次年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものである。沖縄県議会において当初予算案が否決された場合は、登録の取り消しを行うことがある。

（附 則）

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 24 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 4 年 8 月 29 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 6 年 3 月 22 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。